

# 平成27年第4回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 平成27年12月4日 午前9時30分開議

- 議長 おはようございます。  
定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
- 々 本日、平成27年第4回定例会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。
- 々 ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
- 々 これより、平成27年第4回川本町議会定例会を開会します。
- 々 それではただちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
- 々 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、2番石川議員、3番片岡議員を指名します。
- 々 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。  
本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されています。その結果については、お手元に配布しています「審議予定表」(案)のとおり、本日4日から9日までの6日間とし、本日は諸般の報告、町長の行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議の質疑を行います。  
議案は、本日1議案のみ討論・採決までを行い、残りの全ての議案は9日、最終日の本会議で討論・採決を行う予定としています。  
本会議を挟んで、全員協議会を開催し、その後に議会運営委員会を開催する予定となっています。
- 々 7日は休会とします。
- 々 8日は本会議を開き、一般質問を行います。  
本会議に引き続き、議会運営委員会を開催します。
- 々 9日は最終日になりますが、午後3時より本会議を開き、全体審議の討論を行い、そして採決となります。  
本会議終了後、直ちに広報発行対策調査特別委員会の開催予定となっています。

- 議 長 ます。
- 々 以上、この予定表（案）のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。
- 々 よって、本定例会の会期は、本日4日から9日までの6日間とすることに決定しました。  
なお、一般質問の通告は、本日の午後1時までとしておりますので、申し上げます。
- 々 お諮りします。  
本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。  
これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように「決定」しました。
- 々 日程第3「諸般の報告」を行います。  
議長としての報告事項は、お手元に配布しております「議長報告、議員派遣の件」のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。
- 々 以上で「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第4「町長行政報告」を行います。番外三宅町長。
- 番外 三宅町長 皆さん、おはようございます。  
平成27年第4回町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。  
また、町民の皆様をはじめ、議員の皆様には、安全、安心で活力あるまちづくりにご指導、ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げます。
- 々 今年もいよいよあとひとつき一月を残すこととなりました。昨年12月6日には湿った重たい雪が降り、倒木による停電が三原地区を中心に40時間に及んだところでございます。今年はこのようなことがないよう願うばかりでございます。

番外  
三宅町長

ますが、災害への万全の備えをしておかなければならないと考えております。

々

さて、本定例会は、私自身、町長として1期4年、最後の定例会でございます。この4年間、町長として一日も病気で休むことなく勤められ、また、大過なくここまでこれましたことに深く感謝を申し上げます。

町民の皆様、議員の皆様に支えられて、情報の共有、コミュニケーション、現場主義を根底にもち、行政を企業経営という思いをもってやってきた次第でございます。皆様方の格別なるご理解とご協力に改めて深く感謝申し上げます。

々

開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして諸般の事項についてご報告申し上げます。

9月定例会以降、川本町合併60周年記念式典をはじめ様々なイベント、行事等が行われました。そのたびに町民の皆様、議員の皆様の絶大なるご協力によって、地域の元気、活力を生み出し無事に終了できましたことを感謝申し上げます。

文化、芸術の秋、私も悠邑ふるさと会館で開催されました総合文化展に伺い、じっくりと作品を拝見させていただきました。その技術、腕の確かさには非常に高いレベルにあり感服した次第でございます。ここでも高齢化により毎年出展作品が少なくなってきたと伺い、こうした文化、芸術というものを継承していく役割が私たちに課せられていることを痛感したところでございます。

々

このたびの地方創生は、従来の地域活性化政策と違い、30年から50年後の人口問題、つまり地域・自治体の存続に向けての取り組みであります。

国の示した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、今後5か年の目標や施策の基本的方向を示す「川本町総合戦略」と人口の現状と将来の展望を提示する「川本町人口ビジョン」を策定したところでございます。

総合戦略策定にあたっては、町民の皆様から伺った意見を、可能な限り戦略に反映させていただきました。この総合戦略をいかに実行に移していくか、いかに実のある戦略となるか、これからが本番であり我が町の存続がかかっているのだと認識しております。

人口ビジョンにつきましては、2060年の目標人口を2,500人に置き、2020年までに社会増減をゼロ、2040年までに合計特殊出生率を2.1に回復させることにより人口減少を食い止め、安定した人口構成の形成を目指し、危機感をもってオール川本で取り組んでまいります。

そして、安全、安心で活力のある「だからこそ、川本。」と、皆に言っていただけるような町を目指し、具体的な事業を進めてまいりますので、引き続き、町民の皆様をはじめ、議員の皆様のご支援、ご協力をお願いするところでございます。

番外  
三宅町長

町民の皆様にも多大なご心配をおかけしているJR三江線についてであります。これまで、JR西日本からは新聞報道等にあるように、地域の実情に合わせた新たな公共交通について検討したい旨の申し入れは受けておりますが、廃線を前提としたものではないと伺っております。

また、現在に至る経営状況等につきましても説明を受け、非常に厳しい状況にあると認識しているところでありますが、地域住民にとって欠くことのできない重要な公共交通機関と考えており、たとえバスなどによる代替輸送がなされても、三江線の存在はそれらとは比較にならないものと考えております。

11月27日には、沿線6市町の首長、議長がJR西日本本社を訪問したところ、社長から直接、鉄道での存続はコスト面、災害リスク面からもハードルが高く難しいとの認識を伝えられたうえ、バス転換を含めた新交通プランの協議に入りたい意向を示されたところであります。

今後は、沿線6市町で対応を検討するとともに、引き続き、利用促進や沿線の活性化に取り組んでいくこととしておりますので、町民の皆様のご理解とご支援をお願い致します。

々

ふるさと納税につきましては、川本町出身者をはじめ、多くの方から思いを込めたご寄付をいただいているところでございます。

また、議員の皆様からもご意見をいただきました、インターネットを利用した寄付につきましても、クレジット決済と合わせ、本年9月から取り扱いを始めました。

合わせて、まだ選択肢は少ないのですが、ふるさとチョイスとして、ご寄付頂く方にお礼の品を選んでいただく手法も、それに合わせてスタートしたところでございます。

お陰様で、11月末までの3ヶ月間で、11件23万円のご寄付をインターネット経由でいただくことができました。引き続き内容の充実と、広報に努め、ふるさと納税制度の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

々

町民の皆様にもマイナンバーを通知する通知カードが11月2日から順次、簡易書留で郵送されています。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続きにおいて、本人確認とともに個人番号の記載・確認を求められることとなり、また個人番号カードの交付の際には通知カードと引き換えになりますので、受け取られた通知カードは大切に保管していただきますようお願い致します。

また、個人番号カードの交付を希望される方は、郵送された通知カードの下についている個人番号カード交付申請書により申請を行っていただきますようお願い致します。

々

庁舎移転につきましては、改築工事も順調に進み、1月4日新庁舎での事

番外

三宅町長

務がスムーズに動き出すよう万全の準備を進めているところであります。

新庁舎への移行作業の中において、まげなねっとのテレビサービスや告知放送サービスの一部で、切り替え作業に伴い、短時間ではありますが放送が止まるなど、町民の皆様にご迷惑をおかけすることが想定されております。

詳細につきましては、告知放送やチラシの配布により十分な周知に努めることとしておりますが、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

々

それでは、町行政の主な動きにつきまして順次ご報告申し上げます。

々

まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、水稻の生産振興について申し上げます。

国が発表した平成27年産米の作況指数は、全国で「平年並み」の100となりましたが、西日本は6月以降の低温や日照不足などの影響で、ほとんどが平年を下回る状況でした。

島根県は「やや不良」の98となりましたが、石見部では、7月以降、高温・多照で推移したことから生育は回復し、「平年並み」の99となっています。

また、JA島根おおち川本支店管内における上位等級比率は、全品種で83.2%、コシヒカリでは83.8%となり、色彩選別機の導入の効果もあり昨年に比べ比率は上がっております。

米価が低迷している中、管内では今後、高温に強く品質の安定している「ハーブ米きぬむすめ」や、近年、評価の高い「つや姫」などの栽培面積拡大を進め、生産量の確保や販売先への定着を図りながら所得向上を目指していくこととしております。

々

次に、米の消費拡大の取り組みについて申し上げます。

国の緊急経済対策を受け、町内産米の消費拡大や地域経済の活性化を目的に発行した「川本町合併60周年記念お米割引券」の状況でございますが、10月1日から、町産米の販売店「道の駅インフォメーションセンターかわもと」を指定店として、取扱を開始しております。

発行総額は60万円、発行冊数は200冊で1冊あたり300円の10枚綴りとなっております。平成27年町内産米を最大3割引で購入することができます。

11月30日現在、道の駅での割引券配布実績は86%172冊で、商工会への換金率は21.2%、127,200円となっております。

使用期間は、平成28年2月末までとなっておりますので有効活用に向け、十分な周知を図っていくほか、アンケート調査も踏まえながら、地産地消の取り組みにつなげていくこととしております。

番外  
三宅町長

次に、中山間地域等直接支払制度について申し上げます。

直接支払制度につきましては、平成27年度から31年度までの5年間で第4期対策として、初年度の取り組みが始まりました。

対象集落では、農用地の維持管理に向け、現状や目標、役割分担等を話し合っていたいただき、活動内容や交付金の活用方法等を定めた協定に基づき、活動を実施していただいております。

第4期対策に取り組む集落の協定数は15協定で、集落の統合があったことから、第3期に比べ1協定が減となっております。

農家数及び交付金総額は、第3期の261戸、2,532万円から、第4期では高齢化による担い手の減少に伴い取り組み面積が減少したため、202戸、1,770万円と大幅に減少しております。

第4期では交付金加算の新設に加え、各集落が活動に取り組みやすいよう、交付金返還免除の事由も見直されております。

この制度は、平成27年度から法律に基づいて実施されており、農地保全や集落維持に向けた有効な手立てになるよう、制度の活用を促していきたいと考えております。

々

次に、畜産振興について申し上げます。

県内産和牛の資質向上を目的とした島根県種畜共進会が10月10日、島根県中央家畜市場で開催され、にくようしゆぎゆう 肉用種牛・ぼけいぎゆうぐん 母系牛群の部において、JA島根おおち管内代表の上田憲徳さんうえ だ けん とく (川内)の飼育牛「みつひら」と「ふくみつ」が2席に入賞いたしました。

子牛価格は高値で推移していますが、飼料価格の高騰など畜産農家を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。優良牛の生産は、本町の畜産振興に貢献するものであり、今後も関係機関と連携を図りながら支援をしてまいります。

々

次に、観光振興について申し上げます。

秋の恒例イベント「第39回川本町産業祭」が、中央大通りを主会場として11月1日に開催され、テント市の出店をはじめ、綱引き大会や丸太早切り競争、石見神楽など多彩なイベントがあり、多くの来場者で賑わいました。

また、11月8日には旧三原小学校で「川本北地区農業収穫・まつり きんさい祭」、11月21日には道の駅インフォメーションセンターかわもとで「まんさいいち 萬菜市・しゆかくさい 収穫祭」があり、秋の味覚を楽しんでいただきました。

町外開催のイベントでは、10月3日、4日に松江市で「輝けイレブンしまね町村フェスティバル」、11月7日、8日に広島県坂町で「坂町・川本町特産品フェア」もあり、エゴマ商品や西条柿等の特産品、杵つき餅や新鮮野菜などの農産物に高い関心を寄せていただき、本町の魅力を十分にPRすることができました。

1月23日、24日には広島市で「島根ふるさとフェア2016」が開催

番外  
三宅町長

され、本町からも出展を予定しております。今回は初めて、県が主体となり、有機農産物・有機加工食品専用の販売ブースも設けられます。

こうしたイベント等への参加機会を捉え、誘客活動のみならず、特産品や農産物の販路拡大、地産地消の取り組み、特色ある農産品の生産・販売につなげていくことが重要であると考えております。

々

次に、指定管理施設について申し上げます。

指定管理制度を導入している川本町インフォメーションセンターかわもと及び因原農村公園と、川本町農林漁業体験実習館及び笹畑農村公園につきましては、平成28年3月31日をもって、5年間の指定管理期間が終了します。

新たな指定管理者の公募を行ったところ、それぞれ、現在の指定管理者から提案書類の申請がありました。

1月26日に選定委員会を開催し、書類審査及びプレゼンテーション審査を経て、川本町インフォメーションセンターかわもと及び因原農村公園は株式会社ドリームかもん、川本町農林漁業体験実習館及び笹畑農村公園には、株式会社キムラ農産が候補者として選定されております。

本議会に議案を上程しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。

々

続いて、「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、住環境整備について申し上げます。

整備を進めております木路原地区の定住促進住宅につきましては、入居者も決定し、4月からの入居に合わせ建設工事も順調に進んでおります。

民間の力を活用して整備を進めております住宅整備につきましても、多くの事業展開を計画していただいております。それに伴う事業費の増額を今回提案します補正予算にも盛り込んでおります。今回の補正分を加え、今年度民間住宅が、世帯向け5戸、単身者向け14戸が整備されることとなります。

個人での住宅整備も進んでおり、これらの事業を総合し、川本町の定住人口の増加につなげていきたいと考えております。

々

次に、町営住宅改善工事について申し上げます。

国の社会資本整備総合交付金事業の補助金を受けて、天神町改良住宅の屋上防水、外壁改修及びバルコニー手すり改善工事につきまして、10月30日に入札を行い、3月中旬までの工期として工事を進めております。

今後も川本町公営住宅等長寿命化計画に基づき、順次、改修及び改善を行い公営住宅の長寿命化を図ってまいります。

番外

三宅町長

次に、道路整備について申し上げます。

町道事業の中倉日向線道路改良工事につきましては、社会資本整備総合交付金事業費の配分増額により追加工事を予定しております。平成27年度末での進捗率は70%を予定しております。全体工事が29年度末には完成するよう事業を進めてまいります。

県道事業につきましては、主要地方道川本波多線川本大橋側道橋が完成し、兩岸の歩道整備が計画されております。今年度は、三島側の歩道が11月より着工され、28年度中には完成する予定であります。

々

次に、簡易水道事業について申し上げます。

国の簡易水道再編推進事業を活用して、飲料水の塩素消毒では除去できない殺菌を行うため川本及び因原水源地に紫外線殺菌装置を導入いたします。

今年度は、装置導入に伴う調査設計業務を7月に発注し、来年度には装置を設置することとしております。

々

続いて、「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、防犯対策について申し上げます。

歳末の時期を迎え、防犯対策を徹底し、犯罪や火災など事故のない新年を迎えるため、川本警察署や消防団、地域安全推進指導員をはじめ、防犯ボランティアの方々とともに12月1日に歳末特別警戒の出動式を行いました。防犯パトロールや鍵かけ推進運動など、地域の防犯活動に取り組んでいるところであります。

また、島根県防犯連合会から無償貸与いただきました防犯カメラ1基を、多くの小中学生の通学路となっている、川本大橋西詰（三島側）三叉路に設置することとしました。

これにより、町内設置の防犯カメラは7基となり、今後も、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

々

次に、防災について申し上げます。

老朽化した防災行政無線のデジタル化更新工事につきましては、3月末を工期に進めております。10月から各家庭の戸別受信機の設置につきまして、申請書の提出をお願いしたところでございます。受信機の設置につきましては、1月から順次行う予定としておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、昨年度、島根県が町内全域にわたり調査しました土砂災害特別警戒区域につきましては、基礎調査の結果がまとまりましたので、11月10日から12日にかけて各公民館で説明会を開催しました。町民の皆様への周知については、まだ不十分でございますので各自治会の皆様と協議をしながら



番外

三宅町長

進めていきたいと考えております。

々

続いて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、介護保険事業について申し上げます。

介護保険制度の改正に伴い、市町村が事業を実施することとなる、介護予防・日常生活支援総合事業への移行につきましては、平成29年度からの実施に向けて、邑智郡総合事務組合介護保険課及び郡内3町で、地域の実情に応じた取り組みができるよう、協議を進めております。町内にはNPO・ボランティア団体・民間企業等、生活支援サービスを提供する側の地域資源が少ないため、担い手の養成・発掘やネットワーク化など、関係機関と連携しながら支える側の体制整備に努めてまいります。

々

次に、特定健診・がん検診・健康づくりについて申し上げます。

今年度は、病気にならないための一次予防、早期発見・早期治療につながる二次予防、重症化を予防する三次予防に総合的に取り組み、町民の健康づくりを進めております。今年度計画した特定健診、がん検診の集団健診は終了しましたが、精密検査が必要な方には、保健師が訪問し早期受診を勧めるとともに、未受診の方には個別勧奨を行うなど受診率のアップを図り、町民の健康づくりを進めてまいります。

々

続いて、「夢や希望をはぐくむ教育・文化のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、学校教育について申し上げます。

川本小学校では、「学び合い学習」に組み込み4年目になりました。「学び合い学習」は、グループまたはペアで、お互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させ児童が相互に学び合う学習であります。目指す授業像として「子どもたち全員が共に学び育ち合う」を掲げ取り組んでおります。

この取り組みに対しまして、専門の指導者による教員研修を年3回実施しておりますが、9月24日には本年度第2回目として、「学びの共同体研究会 さとうまさあき 佐藤雅彰先生」を招き、授業の進め方などを指導していただきました。

々

次に、社会体育について申し上げます。

9月1日～15日に、第57回川本町親睦野球大会を開催しましたところ、9チームの参加により熱戦が繰り広げられました。また11月14日には第60回川本町一周駅伝競走記念大会を実施し、町内の自治会、職場、学校を中心に18チームの参加がありました。

番外  
三宅町長

いずれの大会も町民の皆様には選手として、また応援する側としても積極的に関わっていただき、伝統の大会を盛り上げていただきました。

々

次に、人権教育について申し上げます。

12月11日には、町民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、明るく住みよい地域社会の推進を目的とした「平成27年度川本町人権を考えるつどい」を悠邑ふるさと会館で開催いたします。講師に落語家の林家花丸氏はやしや はなまるを招き、差別というテーマで落語と講演会を計画しております。

また、会館ロビーに人権パネルの展示や小・中・高等学校の人権教育の取り組みを紹介するコーナーも人権週間に合わせて設置いたします。

人権が尊重される社会実現のために、一人ひとりが人権に関する感覚を磨き、これを人権尊重の態度に結びつけ、行動していくことが大切です。人間の尊厳を基盤に、お互いの人権を尊重し合う「心豊かで、健やかな、住みよい町づくり」を目指す総合的な教育を推進してまいります。

々

次に、文化振興について申し上げます。

9月20日に悠邑ふるさと会館大ホールにおいて、陸上自衛隊中部方面音楽隊によるコンサートを開催しました。当日は、町内外の多数の吹奏楽ファンの皆様にご来場いただき、吹奏楽の魅力をたっぷりと堪能していただきました。

川本中学校及び島根中央高校吹奏楽部員との合同演奏も盛り込まれ、部員には、一流の演奏家による指導だけでなく、共に演奏する貴重な機会となりました。

また、9月27日に第12回川本町神楽共演大会が開催され、多くの皆様楽しんでいただきました。

次に、川本町合併60周年記念事業として、10月18日には、日本を代表する尺八奏者「きのはち」さんのコンサートをマルチホールで開催しました。日本の伝統文化である尺八とバイオリンによる演奏や自らが作曲されたラグビー日本代表の応援歌の演奏など、和風と言うよりロックという表現が似合う新しいスタイルのコンサートとなりました。

また、10月24日には、記念式典に引き続き開催した川本町応援大使第1号でもある、さわやか福祉財団会長堀田力氏ほったつとむの「最後まで安心して暮らせるまちづくり」と題した記念講演会は、お母様の故郷でもある本町への熱いメッセージが込められていました。この講演内容につきましては12月11日からまげなネット11チャンネルで放送の予定であります。

11月28日には「音楽の絵本ブリランテ with ピアノ」を開催しました。ズーラシアンブラスの金管6重奏に加え、サキソフォックスによるサクセス4重奏とピアノの演奏会で、演奏曲はクラシックから演歌やポップスと幅広く、いつもの吹奏楽とはひと味違う感動を、会場を埋め尽くした皆様にお届けすることができました。

番外  
三宅町長

今後も、優れた文化に触れることのできる招聘事業に加えて、地域の伝統や文化を継承する地元団体の支援も大切に、継続して実施してまいります。

々

続いて、「人と人が支え合う協働のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、島根中央高校魅力化について申し上げます。  
町民の皆様のご理解を得ながら高校の魅力化につきまして積極的に支援しており、生徒たちも色々な場面で活躍をしてくれております。  
吹奏楽部は、10月31日に東京文教シビックホールで行われた第21回日本管楽合奏コンテスト全国大会高等学校A部門に3年連続で出場し、見事最優秀賞とブレイク賞という特別賞を獲得しました。  
カヌー部では、10月1日から4日まで和歌山県で行われた国民体育大会女子カヌースプリント競技、女子カヤックペア500mに、3年小畑真樹子さんが出雲農林の生徒とペアを組んで出場し、見事8位入賞を果たしました。それ以外の部活動も新人戦等に出場し活躍しております。  
また、新年度に向けた生徒募集につきましては、高校と協力し、より多くの入学生を迎えることができるよう取り組みを続けております。  
島根中央高校の取り組みが全国版のテレビ番組などで取り上げられ、多くの問い合わせをいただいております。  
新年度の入学者につきまして、目標を達成することができるよう事業展開しているところでございます。

々

次に、定住対策について申し上げます。  
9月に事業を開始しました「かわもと暮らし情報センター」につきましては、定住フェア等に参加しての定住相談や、訪問者への対応など様々な動きを行っております。  
その一つとして、11月21日から23日には、移住を考えている方を対象に「川本暮らし体験ツアー」を開催しました。参加者の中には、川本への移住を真剣に考えておられる方もあり、本町の良さを深く知っていただく機会になりました。  
1月には川本駅前新たに事務所を開設し、本町を訪れる方の玄関窓口として様々なアンテナを駆使し、より多くの移住・定住につなげていくこととしております。

々

次に、窓口でのおもてなしについて申し上げます。  
今年度、11月16日現在で、婚姻3件、出生13件、転入115人78件の届けがあり、窓口にて記念の品をお渡ししました。  
今後も、「おもてなし」の心を持ち窓口対応に努めてまいります。

番外  
三宅町長 今定例会に提案しました案件は、条例案件6件、予算案件5件、その他案件4件であります。

後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議 長 以上で、「町長行政報告」を終わります。

々 お諮りします。

この際、日程第5「議案第70号、川本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」から、日程第18「議案第83号、工事請負変更契約の締結について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」しました。

々 執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略します。

それでは執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々 まず、日程第5「議案第70号」から、日程第9「議案第74号」について説明を求めます。番外森川総務財政課長。

番外森川総  
務財政課長 それでは「議案第70号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

最終ページに説明資料がございますので、そちらをご覧ください。

制定の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律、いわゆる番号法でございます。この法律では個人番号を利用できる事務の範囲を社会保障や税、災害対策の分野の一部を事務に限定しており、また個人番号を含む情報の提供につきましても、法律が定める場合を除いて出来ない事になっておりますが、地方公共団体において条例を定める事により、個人番号を独自利用や町内連携及び他の執行機関への情報提供が可能となるものでございます。そのために本条例を制定するものでございます。

この条例の概要でございますけれども、大きく分けて3つのポイントがご

番外森川総  
務財政課長

ざいます。

1つ目は(1)にありますように独自利用を行う事務の規定でございます。法定利用事務でないものの、社会保障等に関する事務で、個人番号を利用することで効率的な事務執行が見込まれる事務について、独自利用事務として定めるものでございます。

本町では、福祉医療費助成事務を規定するものでございます。

2つ目は(2)及び(3)の庁内連携に関する事務の規定でございます。地方公共団体の同一機関内で特定の個人情報をやり取りする事を庁内連携と申しますが、(2)は、法律で定められた事務の庁内連携の規定でございます。それで(3)につきましては、先ほどの(1)で説明しました、独自利用を行う事務と法定事務との庁内連携を規定するものでございます。

3つ目は、同一地方公共団体の他の執行機関へ特定個人情報を提供できる規定でございまして、本町では教育委員会との間で特定個人情報の利用を可能とするために規定するものであります。

条例の施行期日は、法律に規定する平成28年1月1日でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

々

続きまして、「議案第71号」について申し上げます。

「職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。次のページをお開き下さい。ここに改正条例がございます。本議案は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一される事に伴い、所要の改正を行うものでございます。附則、第2条中の、地方公務員等共済組合法を厚生年金法に改めるものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

々

続きまして、「議案第72号」について、ご説明申し上げます。

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。

こちらにつきましても、最終ページに説明資料がございますので、そちらをご覧ください。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害等に対する年金たる損害補償及び休業補償について、同一の事由により、厚生年金保険等他の法令による年金の給付の支給を受ける場合には、調整を行うことを規定しておりますけれども、今回の法律の一部改正により共済年金にかかる規定等について必要な改正を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日から施行し、改正後の規定は、平成27年10

番外森川総務財政課長

月1日から適用するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

々

続きまして、「議案第73号」について、ご説明申し上げます。

「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。

2枚はぐっていただきますと、新旧対照表がございますので、そちらをご覧下さい。

第1条につきましては、消防組織法の改正に伴い、関係条項の変更を行うものでございます。

第2条第1項におきましては、現在、定員は180人とし、その区分は団長1人、副団長2人、分団長4人、副分団長9人、部長10人、班長19人、その他団員135人としており、幹部の人数及び団員数を謳っております。現在、幹部が退団等により減少した時は、幹部を補充するため団員が幹部へと上がっていく事になりますけれども、退団等が重なる場合によっては、団員のスキルアップをはかる前に、幹部が幹部としての職務を行う事になる事によって、負担が大きい事は考えられますので、今回の条例改正では副分団長以下、班長までの人数、現在38名でございますけれども、ここを38人以内と定めさせていただきます、その他を団員とする、に改めるものでございます。以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

々

続きまして、「議案第74号」について、ご説明申し上げます。

「消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。19ページに説明資料がございますので、そちらをご覧下さいませ。

本議案につきましても、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一される事に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、消防団等の公務上の災害等に対する年金たる損害補償及び休業補償について、同一の事由により、厚生年金保険法等他の法令による年金の給付の支給を受ける場合に調整を行うこととしておりますが、今回の法律の一部改正により共済年金に係る規定等について必要な改正を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日から施行し、改正後の規定は平成27年10月1日から適用するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

次に、日程第10「議案第75号」について説明を求めます。  
番外宇山町民生活課長。

番外宇山町

それでは「議案第75号」について説明致します。

民生活課長 | この議案は、「川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」、であります。9ページの説明資料をご覧ください。

改正の理由と致しましては、平成27年度税制改正で、地方税の猶予制度が改正された事により、本町の税条例を改正するものでございます。

改正の内容と致しましては、既に本町条例にあります災害や事業の休廃止により、一時に納付することが出来ない場合の徴収の猶予と換価、いわゆる差し押さえた財産を公売するなどして金銭に代える処分の猶予に加え、一時に納付することにより事業継続・生活維持が困難になるおそれがある場合、納税者の申請により換価の猶予が出来る要件を新設するものであります。

附則と致しまして、公布の日から施行する事としております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 | 次に、日程第11「議案第76号」について説明を求めます。  
番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長 | それでは、「議案第76号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、「平成27年度川本町一般会計補正予算（第4号）」で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ119,407千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,798,171千円とするものでございます。13ページに予算説明資料を付けておりますので、そちらの方でご説明をさせていただきます。まず13ページの歳出の方をご覧くださいませ。

主なものと致しましては、総務費、住まいづくり応援事業44,367千円は、因原地区若者住宅隣の町有地に単身用6戸、世帯用3戸、民間住宅が整備される予定となっております。その助成金でございます。地方創生先行型交付金事業10,000千円、国からの10分の10の交付金により実施する事業でございますが、これにつきましては3つの事業に分かれております。①として、交流・定住推進事業1,000千円は、移住交流のきっかけ作りとするため医療福祉人材など有資格者向けに川本人材育成ツーリズムモデル事業を行うもので「かわもと暮らし推進センター」に委託し実施する事業費でございます。②としましては、都市部の企業・地方による農村再生推進事業6,300千円は、旧三原小学校跡地への企業進出を実現すると共に、企業との共同による農村地域への再生を実現するため地域再生ロードマップ作成や、都市部への企業訪問などの事業費に充てるものでございます。③外国人向けかわもと健康ツーリズムモデル事業2,700千円は、健康をテーマにアジア諸国をターゲットした外国人向けツーリズムを実施し、今後の国際交流人口拡大に向けたモデルとして、本町のイメージ戦略を図る事業費に充てるものでございます。

続きまして、民生費、子どものための教育・保育給付費5,548千円は、保育所入所者増のため増額するものでございます。

続きまして、後期高齢者医療費繰出金2,353千円の減額は、平成26

番外森川総務財政課長

年度分医療給付金返還に伴い減額するものでございます。

たいへんすみません、総務費のところで言い忘れてましたが、農業委員の選挙費1,200千円の減額は公選制の廃止により、農業委員の選挙を行わなくなったため全額を減額するものでございます。合わせまして防犯カメラ設置105千円は、島根県防犯連合会から無償貸与いただきました防犯カメラ1基を多くの小中学生が通学路として使っている川本大橋西詰めの三叉路に設置する経費でございます。失礼致しました。

続きまして、農林水産業費、指定管理施設（笹遊里）の布団購入費561千円は、当施設の布団は開館当初から使用しており、劣化が酷くなったため新規に30組を購入するものでございます。

土木費、町道中倉日向線22,400千円と、町道上坂線11,481千円は、今年度事業において追加の交付金が配分される事になったことから来年度実施予定の工事を前倒しで行うものでございます。

教育費、川本小学校耐震工事28,047千円の増額は、耐震補強診断によって変更となった工法等により増額をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

国庫支出金、地方創生先行型交付金10,000千円は、先ほど歳出で説明しました3つの事業の国からの交付金でございます。子どものための教育・保育給付費負担金762千円及び同じく県支出金のところがございます381千円は、保育所入所者の増加により増額するものでございます。国庫支出金、社会資本整備総合交付金24,399千円は、町道中倉日向線・上坂線の配分増額によるものでございます。

続きまして、財産収入町有地売払収入8,366千円は、因原地区の民間住宅建設予定地の売却収入でございます。

繰入金、ふるさと思いやり基金繰入金105千円は、防犯カメラ設置費用に充たために取崩をするものでございます。財政調整基金繰入金35,700千円は、財源不足のため基金の取崩をするものでございます。

町債につきましては、中倉日向線道路改良事業債7,200千円、上坂線道路改良事業債3,700千円は、事業費の配分増額に伴い実施する追加事業に充てるものでございます。学校教育施設等整備事業債28,000千円は、小学校体育館耐震補強工事の事業費に充てるものでございます。

次のページをご覧ください。

地方債の補正でございます。道路整備事業10,900千円は、中倉日向線改良事業及び上坂線道路改良事業の事業費であります。

学校教育施設等整備事業28,000千円は、小学校体育館耐震補強工事の事業費であります。

今年度の地方債の発行額は、1,830,700千円となる見込みであります。

次に、基金でございます。財政調整基金35,700千円の取崩と、ふるさと思いやり基金105千円の取崩を行います。この結果、今年度末の基金



番外森川総務財政課長

残高見込みは1,461,666千円となります。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

次に、日程第12「議案第77号」から、日程第13「議案第78号」について説明を求めます。番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長

それでは、「議案第77号、平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ5,969千円を追加し、予算総額を578,825千円とするものでございます。

内容につきましては、5ページの資料により説明をさせていただきます。

まず、歳出でございますが、保険給付費の一般療養費が鍼・灸の施術を受けられる方の増加により333千円の増。一般高額療養費が入院治療費の増額により5,605千円の増となります。また過年度に遡った資格喪失に伴う還付金が31千円の増となっております。

続いて、歳入でございますが、医療費の増加に伴う国庫負担金の療養給付費負担金が1,900千円の増。国の調整交付金が415千円。県の普通調整交付金が356千円の増となっております。

また収支の収支不足を補うために国保基金の繰入を3,298千円増額としております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

々

続きまして、「議案第78号、平成27年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ59千円を追加し、予算総額を130,299千円とするものでございます。

内容につきましては、4ページの資料により説明をさせていただきます。

まず歳出でございますが、広域連合納付金が今年度の保険基盤安定負担金の確定により59千円の増額となります。なお保険基盤安定負担金は低所得者の保険料軽減を公費で補填するため、県が4分の3、市町村が4分の1を負担するものでございます。

続いて、歳入でございますが、諸収入の雑入と致しまして前年度、療養給付費負担金の確定に伴う返還金が2,412千円の増。繰入金の保険基盤安定負担金追加分の繰入額が59千円の増。事務費繰入金の前年度の還付金を充当することにより2,412千円の減となっております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

次に、日程第14「議案第79号」について説明を求めます。  
番外杉本地域整備課長。

番外杉本地  
域整備課長

それでは「議案第79号、平成27年度川本町簡易水道事業特別会計補正  
予算（第3号）」について、説明を致します。

今回の補正と致しまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39、  
507千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ268、074千円とす  
るものでございます。

補正の内容につきましては、最終の8ページに資料を付けておりますので、  
ご覧下さい。

まず、歳入でございますが、分担金・負担金におきまして、町内の新築住  
宅等に係る新規加入分担金1、350千円を増額するものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、事業補助金の交付決定に伴い15、2  
26千円を減額するものでございます。繰越金につきましては、歳出の総務  
管理費、建設改良費の増額分4、769千円を増額するものでございます。

町債につきましては、補助金の交付決定に伴い、借入金30、400千円  
を減額するものでございます。

続いて、歳出でございますが、水道費の総務管理費のうち、需用費におき  
まして検針用端末の消耗品購入品に係る260千円の増額。修繕費におきま  
して漏水修繕工事の変更による増額と車輛等の修繕により現計予算が不足し  
ておりますので、冬季の漏水等の修繕費を過去の実績により増額し、負担行  
為残額との差額1、542千円を増額。原材料費につきましては新築住宅の量  
水器ボックス等資材費360千円を増額し、総務管理費として合計2、16  
2千円を増額するものでございます。

次に、建設改良費におきまして因原地内に新築される住宅の配水管新設に  
伴う工事請負費2、661千円を増額するものでございます。

次に、簡易水道再編推進事業におきまして、補助金の交付額決定に伴い委  
託料4、320千円、工事請負費41、360千円を減額するものでござい  
ます。基金積立金におきましては、歳入の新規加入分担金1、350千円を  
基金に積み立てるものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いを致します。

議 長

次に、日程第15「議案第80号」について説明を求めます。

番外森川総務財政課長。

番外森川総  
務財政課長

それでは、「議案第80号、専決処分の承認を求めることについて」、で  
ございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、  
同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分の事項は、平成27年度川本町一般会計補正予算（第3号）で、  
専決処分の年月日は平成27年10月21日でございます。

次のページをご覧下さい。

歳入歳出の補正でございます。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2、9

番外森川総務財政課長

50千円を追加し、歳入歳出の総額を5,678,764千円とするものがございます。

9ページに説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。そちらの方でご説明を申し上げます。

まず、歳出でございますが、農林水産業費、林地崩壊防止対策事業3,001千円は、湯谷地区において9月の雨で裏山が崩れたことにより林地崩壊復旧工事を行うものがございます。

次に、歳入でございます。分担金及び負担金450千円は、林地崩壊防止対策事業費の地元負担金でございます。県支出金1,500千円は、同事業の県補助金でございます。町債、林地崩壊防止対策事業債1,000千円は同事業に充てるものがございます。第2表の地方債でございますが、自然災害防止事業債1,000千円は、林地崩壊防止対策事業に充てるものがございます。

以上、ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

次に、日程第16「議案第81号」から、日程第17「議案第82号」について説明を求めます。

番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長

失礼致します。それでは「議案第81号、川本町農林漁業体験実習館及び笹畑農村公園の指定管理者の指定について」、ご説明致します。

これは、ふれあい公園「笹遊里」と施設周辺の農村公園の指定管理者の指定に関し、議会の議決を求めるものであります。当該施設は今年度末をもって5年間の指定管理期間が終了致します。そして地方自治法及び条例に基づき引き続き指定管理者を指定し、施設の管理を行っていただく考えでありますので、自治法に定める指定管理者の指定をしようとする時は、議会の議決を経なければならないに基づき議案を上程し、議会の議決を求めるものであります。

概要は資料の中ほどを、ご覧下さいませ。

2、としまして指定管理者となる団体の名称は、株式会社キムラ農産。現在と同じ指定管理者でございます。

指定管理期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

選定にあたっては、1ページをご覧下さいませ。

選定にあたっては約1ヶ月の公募期間を経て1団体から提案申請がありました。指定管理者候補選定委員会設置規定に基づき、11月26日に選定委員会を開催し、審査基準に基づき総合的に評価をし、付帯意見を添えて選考していただいております。選定委員会の委員長は、島根県中山間研究センターの有田研究員に努めていただきました。

それでは、次のページをご覧下さいませ。

番外高良産  
業振興課長

施設の基本的な管理運営から地域活性化の促進策まで審査基準に基づき、総合的に評価をして、選定していただいております。中ほどに1から3まで選定理由を挙げておりますが、施設の目的や機能を的確に踏まえた内容となっており、適切な提案内容であったというものであります。

付帯意見としましては、特に川本町と指定管理者共通のものとして、観光協会や他の施設との連携というものが求められております。

々

それでは、続きまして「議案第82号、川本町インフォメーションセンター及び因原農村公園の指定管理者の指定について」、ご説明を致します。

これは、道の駅「インフォメーションセンターかわもと」と施設周辺の公園敷地の指定管理者の指定に関し、議会の議決を求めるものであります。

議案上程の趣旨は、先ほどの81号と同様に今年度末をもって5年間の指定管理期間が終了する事から、引き続き指定管理者を指定し、施設の管理を行っていただく考えでありますので、自治法に定める規定に基づき、議案を上程し、議会の議決を求めるものであります。

概要は資料の中ほどをご覧くださいませ。

指定管理者となる団体の名称は、株式会社ドリームかもん。現在と同じ指定管理者であります。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

選定にあたっては、1ページをご覧くださいませ。

こちら約1ヶ月の公募期間を経て、1団体から提案申請がありました。11月26日に選定委員会を開催し、審査基準に基づき総合的に評価をし付帯意見を添えて選考していただいております。

次のページを、ご覧くださいませ。

施設の基本的な管理運営から、地域の活性化の促進策まで審査基準に基づき、総合的に評価をし選定をしていただいております。なかほどに1から4まで選定理由を挙げておりますが、施設の目的や機能を的確に踏まえたものであり、適切な提案内容であったというものであります。

付帯意見としましては、先ほどの笹遊里と同様に観光協会や他の施設との連携が求められております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第18「議案第83号」について説明を求めます。

番外森川総務財政課長。

番外森川総  
務財政課長

それでは、「議案第83号」について、ご説明申し上げます。

「工事請負変更契約の締結について」、でございます。

本議案は、平成27年5月19日に契約を致しました、川本町庁舎移転に伴う庁舎改修工事（電気設備工事）について、工事請負変更契約を締結する

番外森川総務財政課長

ため、地方自治法第96条第1項第5号より議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、契約金額の変更でございます。

契約の目的は、先ほど申しました庁舎改修工事の電気設備工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で行っております。

契約の金額でございますが、現在の契約が150,930,000円。変更契約増額が844,560円。変更契約後の金額が151,774,560円でございます。

契約の相手方は、サンベ電気株式会社 川本営業所、でございます。

それと工期でございますが、工期につきましては、平成27年5月20日に着工し、平成28年1月3日まででございます。

主な変更の内容でございますが、当初予定しておりました部屋の利用を変更した事に伴い、エアコンの配線を61メートル増加致しました。その61メートルを変更増と。また、まげなねっとのアンテナを建物の横にありますプロパン庫に設置するにあたり配線工事を94メートル増加致しました。その他、当初計画で見込んでいなかった各箇所の補修等により844,560円の増額となったものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

ここで、暫時休憩をします。

11時00分ちょうどから会議を再開致します。(午前10時49分)  
('まだ、84号が残っている。'、'まだ、あとで今日、採決しますので。')  
の声あり)

々

会議を再開します。(午前11時00分)

々

それでは、「議案第70号」から「議案第83号」までの14件について全体審議、質疑を行います。

々

これより全員協議会に切り替えます。(午前11時01分)

(全員協議会に切り替える、議案第70号から議案第83号までの質疑)

議 長

以上をもって「議案第70号」から「議案第83号」までの、全体審議、質疑を終了します。

議 長	会議を再開します。	(午前11時30分)
々	<p>それでは、日程第19「議案第84号、財産の取得について」の件を議題とします。</p> <p>執行部から提案理由の説明を求めます。</p> <p>番外湯浅教育課長。</p>	
番外湯浅教育課長	<p>それでは、「議案第84号、財産の取得について」、説明致します。</p> <p>本議案は、コミュニティバスを更新し同様の車輛を導入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>取得の目的でございます。老朽化したコミュニティバスを更新することによりまして、児童生徒の通学手段及び地域交通の利便性の確保に努めるためでございます。</p> <p>現在の車輛は、導入後17年を経過しており走行距離も多く、今後も使用については大きな修繕が必要であり、維持コストの増大が考えられる状態にありますため更新するものでございます。</p> <p>取得物品は、平成27年度コミュニティバス整備事業によりまして、三菱ふそうトラック・バス株式会社製マイクロバス デーゼル4WD車でございます。</p> <p>この車輛にコミュニティバスとしての装備品であります行き先表示、音声装置、運賃箱等の機材及びボディへの指定デザイン、指定文字の記入した物を導入致します。</p> <p>取得数量は、1台でございます。</p> <p>取得の方法は、指名競争入札で、取得金額は10,516,770円でございます。</p> <p>取得の相手方は、邑智コルト有限公司でございます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>	
議 長	<p>これより質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>1番高良議員・</p>	
1番高良議員	<p>今ある車輛が年数も経ている、走行距離も多いという事で修理が見込まれる説明でしたが、だいたいどのような修理で、その修理代にこのぐらいのお金が掛かるんだというものを掴んでおられますでしょうか。</p>	
議 長	番外湯浅教育課長。	
番外湯浅教	<p>具体的な金額までは把握しておりませんが、3ヶ月点検ですとか、そうい</p>	

育課長	った折りに整備工場などからの指摘によりまして、エンジンですとかミッション等の老朽化がございますので、そういったところでの判断を致しました。
議 長	はい、1 番高良議員。
1 番 高良議員	という事は、具体的な修理金額と新車購入のコスト比較はされておらんと理解をして宜しいのでしょうか。
議 長	番外湯浅教育課長。
番外湯浅教育課長	たいへんすみません。新車購入車両と比較しての今後の維持コスト等を含めての比較検討までは至っておりません。
議 長	はい、1 番高良議員。
1 番 高良議員	仮にも税金を使って取得する訳ですから、皆さんに説明出来るように。ただ古くなったから替えます、というんじゃ皆さんの納得は得れないような気がします。ただ確かに通学等に使いますので途中でいろいろ事故や故障があっても支障を来すのは、その辺の考え方は十分理解しますが、ちょっと皆さんに納得してもらうためにはもう少し細かいところまで掘って、こういう財産取得に関するものについては上げてきて欲しいと思います。以上です。
議 長	番外湯浅教育課長。
番外湯浅教育課長	ご指摘ありがとうございます。まだ古い車両がございまして、次年度以降どの時点になるか分かりませんが、そういった機会につきましては、コスト等を十分に検討して予算を上げたいというふうに思います。
議 長	他にありませんか。 2 番石川議員。
2 番 石川議員	取得の方法でございますけれども、私の承知しているところでは、ある物件はディーラー、ある物件はディーラー + 小売店 <sup>ぶらす</sup> 。この度は小売店という事になっておりますけれども、その辺の基準と言いますか、そこら辺をちょっと教えて下さい。
議 長	番外湯浅教育課長。
番外湯浅教育課長	指名につきましては、指名審査会の方で審議をしております。それで今回の物件でございます 4WD のマイクロバスという事で、現在、日本製の物で

番外湯浅教育課長 今回導入する物のみでございました。そうしたところでディーラー的には県内、県内と言いますか西部地方で1社という事になります。販売店の方でも、そのディーラーを通して導入販売が出来ますので、そういったところで町内の5業社を指名致しました。

議 長 よろしいですか。  
（「よろしいです」の声あり）  
他にありませんか。

々 先ほどの石川議員の質問は、物によってディーラーと民間と一緒に入札をさせるもの。それと町内業者だけで入札するもの。いろいろあるけれども、その基準を問うという事だったと思いますが、良いですか。  
誰か答弁出来るんでしたら、答弁求めます。  
番外松井副町長。

番外松井副町長 はい、工事にしましても物品に致しましても、町内で調達出来るものは極力、町内でするようにっていう事は、前から議員の皆様方からも要望が出ております。それでこういう物件につきまして、いろいろ指名審査会でどうなんだろうかという事やっております。だから明確な基準というものは町内で出来るものであれば、町内で何とかやりたいというのが原則の考え方と思っております。先ほど言われましたように物によればあるんじゃないかと言われますが、それはその時に指名審査会の中でこれはどうなんだろうかという事をいろいろ検討をしながら、そこで決めたところでございます。だから明確にこういう場合はこうという事は無い訳ですが、だけど先ほど申しましたように原則、町内で調達出来るものであれば町内でやりたいというのが考え方には持っております。

議 長 はい、2番石川議員。

2番石川議員 指名審査会の構成メンバー、それと町内業者というのは良く分かります。金額ですね。これも非常に大きな部分ですね。これも指名審査会ですか。その場でいろいろと判断されるという事で良いんですか。もう一度。

議 長 番外松井副町長。

番外松井副町長 審査会は私、副町長と、それから総務財政課長、そして地域整備課長、それから産業振興課長、それと提案する担当課の職員という事で決めております。それと言われましたように、総合審査会で総合的にいろいろ判断してやるようにしております。



- 議 長 他にありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第84号、財産の取得について」について賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第84号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 続いて、日程第20「請願第2号、陳情台7号」の件を議題とします。
- 々 本日まで受理しました請願・陳情は、お手元に配布しております「請願文書表」・「陳情文書表」のとおりであります。  
会議規則第91条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告します。
- 々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了しました。  
(午前11時41分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員